

安全対策のための遵守事項

1. 外務省発行の「海外安全虎の巻」等のパンフレットで海外安全についての基礎知識を事前に学習しておくこと。
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>)
2. 渡航前に必ず、外務省へ「在留届」の届け出、または「たびレジ」への登録を行なうこと。
3. 外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) や同ホームページからダウンロードできるスマートフォン向けの「海外安全アプリ」 (http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 等により、渡航先(国・地域)の海外安全情報や感染症に関する最新の情報を常に入手し、外務省が発出する「海外安全情報」及び「感染症危険情報」の危険情報のレベルに応じた渡航の判断を行ない、必要な措置(安全対策や中止、退避等)を講じること。
4. 渡航先に応じた必要な予防接種を受けること。
5. 和歌山大学国際連携部門作成の『和歌山大学における国際交流等に伴う危機管理マニュアル』(<http://www.wakayama-u.ac.jp/ird/data/kikikannri.html>)を事前に熟読し、渡航時には常に閲覧できるようにしておくこと。
6. 渡航先の法令等を守る。また、渡航先の国・地域の文化や風習、習慣、宗教上のタブーとされていること等を事前に学習し、正しい異文化理解を身に付け、気を緩めることなく渡航先での自らの安全に務めること。
7. 海外渡航について、事前に家族に内容等を説明し了解をとること。
8. 渡航先での滞在国、地域、滞在先の住所、電話番号、E-mail等、渡航前に届け出た内容に変更があった場合、速やかに大学及び在外公館等に連絡すること。また、外務省の「在留届」や「たびレジ」の届け出、登録内容についても同様に変更の手続きを直ちに行うこと。
9. 在外公館から直接、危険情報等を入手した場合は、必要な措置を講じるとともに、今後自身が行う退避等の行動について、帰国までの間や安全が十分に確保できるまでは出来る限り在外公館や大学に頻繁に連絡をとること。

和歌山大学国際連携部門
平成28年2月29日 作成
(令和2年1月改訂)